

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第8号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

地方税法の一部改正により、電気供給業のうち小売電気事業及び発電事業に係る法人事業税の課税方式が見直されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第15号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「によって」を「により」に、「臨時的に任用される職員及び」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第57条に規定する）」に、「職員を除く」を「者を除く。」をいうに改め、「次条」の右に「及び第5条」を加える。

第6条の2第1項中「以下この条」を「第2号及び次項」に改め、同項第1号中「第33条第1項第1号ア」の右に「及び第3号ア」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第21条第1項中「定める区分」を「掲げるゴルフ場の利用の区分」に、「とおり」を「書類」に改め、同項第1号中「以下」を「第3項において」に改め、同項第2号中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に改め、同条第2項中「定める区分」を「掲げるゴルフ場の利用の区分」に、「とおり」を「書類」に改め、同項第1号中「ゴルフ競技が」を「ゴルフ競技又はその公式の練習が」に、「ゴルフ競技の」を「当該ゴルフ競技又はその公式の練習の」に改め、同項第2号中「施行規則」を「省令」に改める。

第22条第4項中「パブリックコース」を「パブリックコース」に、「と、」を「とし、」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第5項中「第1項の表に」を「県民局長は、第1項の規定にかかわらず、同項の表に」に、「パブリックコース」を「パブリックコース」に、「級は、第1項の規定にかかわらず」を「級を」に、「と、」を「とし、」に、「、当該」を「当該」に、「ある」を「できる」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改める。

第22条の2の見出し中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

様式第9号御注意1、様式第24号御注意1、様式第27号御注意1、様式第27号の2御注意1、様式第27号の3御注意1、様式第28号御注意1及び様式第34号御注意1中「当該期間の属する年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「〔特例基準割合〕」を「〔延滞金特例基準割合〕」に、「は、当該特例基準割合」を「には、当該延滞金特例基準割合」に、「〔特例基準割合〕」を「〔延滞金特例基準割合〕」に、「は、特例基準割合」を「には、当該延滞金特例基準割合」に改める。

様式第36号2ページの部添付書類1及び4ページの部参考事項1、様式第41号1ページの部添付書類1並びに様式第42号2ページの部添付書類1中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

様式第45号御注意1及び様式第46号御注意1中「当該期間の属する年の前年に」を削り、「の規定により告示

1 及び様式第133号御注意1中「当該期間の属する年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「は、当該特例基準割合」を「には、当該延滞金特例基準割合」に、「(特例基準割合)」を「(延滞金特例基準割合)」に、「は、特例基準割合」を「には、当該延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 様式第9号御注意1、様式第24号御注意1、様式第27号御注意1、様式第27号の2御注意1、様式第27号の3御注意1、様式第28号御注意1、様式第34号御注意1、様式第45号御注意1、様式第46号御注意1、様式第57号御注意1、様式第82号の2御注意1、様式第82号の4御注意1、様式第84号の7御注意1、様式第85号御注意1、様式第86号御注意1、様式第86号の2御注意1、様式第102号御注意1、様式第108号御注意1及び様式第133号御注意1の改正規定 令和3年1月1日

(2) 第22条の2の見出しの改正規定、様式第55号の改正規定（「国体に」を「国民スポーツ大会に」に改める部分及び「国体選手」を「国民スポーツ大会選手」に改める部分に限る。）及び様式第56号の改正規定（「国体選手」を「国民スポーツ大会選手」に改める部分に限る。） 令和5年1月1日

(経過措置)

2 この規則による改正後の兵庫県税条例施行規則様式第36号、様式第41号、様式第42号、様式第55号及び様式第56号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第36号、様式第41号、様式第42号、様式第55号及び様式第56号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。